



# 徳島県報

発行者 徳島県  
発行所 徳島県企画総務部  
法制監察課

定期第906号 令和8年1月23日発行

## 目 次

### 【告示】

番号	表	題	担当課名
3 9		大規模小売店舗立地法の規定による届出があった件	企業支援課
4 0	同		同
4 1	同		同
4 2		大規模小売店舗立地法の規定により意見を聴取した件	同
4 3		大規模小売店舗立地法の規定により意見が述べられた件	同
4 4		肥料の登録の有効期間を更新した件	みどり戦略推進課
4 5		保安林予定森林に関する通知を受けた件	森林土木・保全課
4 6	同		同
4 7	同		同
4 8	同		同
4 9		都市計画法の規定による工事が完了した件	都市計画課
5 0		宅地建物取引業法の規定に基づく公開による聴聞を行う件	住宅課

【選挙管理委員会告示】

番号	表	題	担当課名
1		地方自治法の規定による県議会議員の解職 の請求をする場合の小松島・勝浦選挙区及 び板野選挙区における県議会議員の選挙権 を有する者の3分の1の数を告示する件	

【海区漁業調整委員会指示】

番号	表	題	担当課名
1		殻長10センチメートル以下のあわび(く ろあわびを除く。)の採捕を禁止する件	

## 徳島県告示第三十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出が  
つたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告  
するとともに、当該届出を縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持  
のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和八年一月二十三日から同年五月二  
十三日までに、県に対し、次により意見書を提出することができる。

令和八年一月二十三日

徳島県知事 後藤田 正 純

### 一 届出の概要

#### 1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
MUFG F&Lソリューションズ株式会社	東京都中央区新川二丁目一七番一号	橋爪 栄

#### 2 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 イオンタウン上板

所在地 板野郡上板町椎本字中ノ内二

#### 3 変更事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者  
の氏名

変更前	変更後
氏名又は名称	氏名又は名称

  

変更前	変更後
住所	住所

  

変更前	変更後
代表者の氏名	代表者の氏名

#### 4 変更年月日

令和七年十月一日

### 二 届出年月日

令和七年十一月三日

### 三 届出の縦覧

1. 縦覧の場所 徳島県経済産業部企業支援課及び上板町産業課並びに徳島県経済産業  
部企業支援課ホームページ

2. 縦覧の期間 令和八年一月二十三日から同年五月二十三日まで

### 四 意見書の提出先及び意見書に記載すべき事項

1. 意見書の提出先

郵便番号七七 八五七

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経済産業部企業支援課創業・経営支援担当

電話番号 八八 六一一 一三六七

意見書に記載すべき事項

2 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

意見の内容

意見を述べる理由

3 その他

提出された意見書についてはその概要を公告するとともに、徳島県経済産業部企業支援課及び上板町産業課並びに徳島県経済産業部企業支援課ホームページにおいて公告の日から一月間縦覧に供する。

徳島県告示第四十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出が  
つたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告  
するとともに、当該届出を縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持  
のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和八年一月二十三日から同年五月二  
十三日までに、県に対し、次により意見書を提出することができる。

令和八年一月二十三日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 届出の概要

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社デイリーマート	美馬市脇町大字猪尻字若宮南一 番地一	西谷 州弘

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ドラッグストアモリ津田本町店

所在地 徳島市津田本町四丁目四五一 一ほか

3 変更事項

(一) 大規模小売店舗の名称

変更前

ディリーマート津田店

変更後

ドラッグストアモリ津田本町店

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあ  
つては代表者の氏名

変更前

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社デイリーマート	美馬市脇町大字猪尻字若宮南一 番地一	西谷 州弘
株式会社しまむら	埼玉県さいたま市大宮区北袋町一丁目六 二番一号	西谷 州弘
株式会社しまむら	埼玉県さいたま市大宮区北袋町一丁目六 二番一号	西谷 州弘

変更後

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社ドラッグストアモ リ	福岡県朝倉市一ツ木一一四八番地の一 森 竜馬	鈴木 誠
株式会社しまむら	埼玉県さいたま市大宮区北袋町一丁目六 二番一号	鈴木 誠

4 変更年月日

令和八年三月二十八日

二 届出年月日

令和七年十一月八日

三 届出の縦覧

- 1 縦覧の場所 徳島県経済産業部企業支援課及び徳島市経済部経済政策課並びに徳島県経済産業部企業支援課ホームページ
- 2 縦覧の期間 令和八年一月二十三日から同年五月二十三日まで

#### 四 意見書の提出先及び意見書に記載すべき事項

##### 1 意見書の提出先

郵便番号七七八五七

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経済産業部企業支援課創業・経営支援担当

電話番号八八六一一三六七

##### 2 意見書に記載すべき事項

氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

意見の内容

意見を述べる理由

##### 3 その他

提出された意見書についてはその概要を公告するとともに、徳島県経済産業部企業支援課及び徳島市経済部経済政策課並びに徳島県経済産業部企業支援課ホームページにおいて公告の日から一月間縦覧に供する。

徳島県告示第四十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出が  
つたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告  
するとともに、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持  
のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和八年一月二十三日から同年五月二  
十三日までに、県に対し、次により意見書を提出することができる。

令和八年一月二十三日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 届出の概要

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社アリーマート	美馬市脇町大字猪尻字若宮南一 番地一	西谷 州弘

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ドラッグストアモリ津田本町店

所在地 徳島市津田本町四丁目四五一 一ほか

3 変更事項

(一) 駐車場の位置及び収容台数

(1) 变更前

(1) 变更後

(2) (1) 位置  
建物北側 一 台  
建物敷地西側 三九台

(2) (1) 位置  
建物北側 九一台

(二) 駐輪場の位置及び収容台数

(1) 变更前

(1) 变更後

(2) (1) 位置  
縦覧に供する添付書類に示すとおり

(2) (1) 位置  
縦覧に供する添付書類に示すとおり

(2) (1) 位置  
建物北側 五 台

(2) (1) 位置  
建物敷地西側 二 台

(2) (1) 位置  
縦覧に供する添付書類に示すとおり

(2) (1) 位置  
縦覧に供する添付書類に示すとおり

建物北側 七 台

(三) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(1) 位置  
変更前 縦覧に供する添付書類に示すとおり  
容量

建物内西側 一二二立方メートル  
建物内東側 一四立方メートル

(2) 位置  
変更後 縦覧に供する添付書類に示すとおり  
容量

建物内西側 一四立方メートル  
建物内東側 一四立方メートル

(四) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

変更前	建物西側	一四立方メートル
変更後	建物内東側	一四立方メートル
	小売業者名	開店時刻
株式会社しまむら	株式会社デイリーマート	午前九時
	小売業者名	閉店時刻
株式会社しまむら	株式会社ドラッグストアモリ	午後十時
	小売業者名	開店時刻
株式会社しまむら	株式会社ドラッグストアモリ	午前九時
	小売業者名	閉店時刻
株式会社しまむら	株式会社ドラッグストアモリ	午後十時

(五) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前 建物北側 午前八時四十五分から午後十時三十分まで

変更後 建物敷地西側 午前八時四十五分から午後十時三十分まで

変更後 建物北側 午前零時から午後十一時まで

変更前 建物北側 午前零時から午後十一時まで

変更後 建物北側 午前零時から午後十二時まで

4 変更年月日  
3の1から3まで 令和八年八月九日  
3の4から6まで 令和八年三月二十八日

二 届出年月日 令和七年十二月八日

三 届出及び添付書類の縦覧

2　縦覧の期間　令和八年一月二十三日から同年五月二十三日まで

四　意見書の提出先及び意見書に記載すべき事項

1　意見書の提出先

郵便番号七七　八五七

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経済産業部企業支援課創業・経営支援担当

電話番号　八八六一一一三三六七

2　意見書に記載すべき事項

氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

意見の内容

意見を述べる理由

3　その他

提出された意見書についてはその概要を公告するとともに、徳島県経済産業部企業支援課及び徳島市経済部経済政策課並びに徳島県経済産業部企業支援課ホームページにおいて公告の日から一月間縦覧に供する。

徳島県告示第四十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により意見を聴取したので、同条第三項の規定により、聴取した意見の概要について次のとおり公告し、当該意見を縦覧に供する。

令和八年一月二十三日

徳島県知事　後藤田　正　純

- 一　大規模小売店舗の名称及び所在地  
クスリのアオキ徳島北島店  
板野郡北島町北村字新川屋八番一ほか
- 二　法第八条第一項の意見の対象となつた届出に係る告示  
令和七年徳島県告示第三百六十五号（大規模小売店舗立地法の規定による届出があつた件）
- 三　法第八条第一項の規定により北島町から聴取した意見の概要  
騒音の発生に係る事項  
騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）や徳島県生活環境保全条例（平成十七年徳島県条例第二十四号）等の法令及び条例規則を遵守するとともに、基準値を下回る程度の騒音であつた場合も、周辺住民等から苦情があつた場合は、誠実に対応すること。特に深夜の時間帯においては、十分な注意を払うこと。

四　意見の縦覧場所及び期間

- 1　縦覧の場所　徳島県経済産業部企業支援課及び北島町まちみらい課並びに徳島県経済産業部企業支援課ホームページ
- 2　縦覧の期間　令和八年一月二十三日から同年一月二十三日まで

## 徳島県告示第四十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第二項の規定により意見が述べられたので、同条第三項の規定により、当該意見の概要について次のとおり公告し、当該意見を縦覧に供する。

令和八年一月二十三日

徳島県知事　後藤田　正　純

### 一 大規模小売店舗の名称及び所在地

クスリのアオキ徳島北島店

板野郡北島町北村字新川屋八番一ほか

### 二 法第八条第二項の意見の対象となつた届出に係る告示

令和七年徳島県告示第三百六十五号（大規模小売店舗立地法の規定による届出があつた件）

### 三 法第八条第一項の規定により述べられた意見の概要

#### 1 歩行者の通行の利便の確保等

店舗北側の道路が小学校の通学路であり、道幅も狭く、店舗利用集中時と通学時間帯が合致しており、事故の危険性が高まる。また、北側出入口より西側の町道五四号線の道幅がより狭い上に、農業用水路もあるため、通学の安全確保面で問題がある。北側出入口の設置の取りやめ、混雑緩和のための東側出入口の追加等をお願いしたい。

#### 2 防災・防犯対策への協力

北側出入口から車両が退店する際に、出入口前の住宅に視線が向かい、プライバシーが損なわれるため、目隠し柵などを設置していただきたい。

敷地北側に柵などを設置しない場合、北側の住居への不法侵入や器物損壊や車上ねらい等の危険性がある。

駐車場全体とその周辺が映るような防犯カメラの設置をお願いしたい。  
店舗敷地から近隣住居内が見えないように、プライバシーの面で十分な配慮を頂きたい。

#### 3 騒音の発生に係る事項

夜間の騒音や若者の集まり等により、生活環境に影響が出ることが懸念される。騒音及び照明による光害が懸念されるため、営業時間を午前九時から午後十時までにしていただきたい。

#### 4 街並みづくり等への配慮等

北側出入口から退店する車両の前照灯が、出入口前の住宅を照らし、夜間の生活や睡眠への影響が懸念される。また、昼間においても、遮光カーテンを閉じた状態にせざるを得ない状態となり、精神的にも苦痛を感じるため、北側出入口の設置を取りやめていただきたい。

案内標識の光により睡眠が妨害されかねない上に、災害で住宅地に向かつて倒れる恐れがあるため、設置位置を見直していただきたい。

住居の前に店舗が建つことで、眺望が遮られる上に、風通しや日照が悪化する恐れがある。

町道五 三三三号線と県道徳島鳴門線との合流箇所に道路反射鏡を設置いただきたい。

#### 四 意見の縦覧場所及び期間

- 1 縦覧の場所 徳島県経済産業部企業支援課及び北島町まちみらい課
- 2 縦覧の期間 令和八年一月二十三日から同年一月二十三日まで

徳島県告示第四十四号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第二百一十七号）第十二条第一項の規定に基づき次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

令和八年一月二十二日

徳島県知事 後藤田正純

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	生産業者の氏名又は名称及び住所	登録有効期限					
徳島県第四四〇号	徳島県第四六六号	徳島県第四六五号	徳島県第四六三号	徳島県第四二八号	徳島県第四二七号	徳島県第四六七号	魚かす粉末	四・五二・〇 フィッシュ・ショボーン	りん酸全量 一〇・〇	徳島県知事 後藤田正純
同	同	同	料 混合有機質肥	料 魚廃物加工肥	同	料 混合有機質肥	魚かす粉末	四・五二・〇 フィッシュ・ショボーン	りん酸全量 一〇・〇	令和十一年四月一日
混合有機四三一	M K四三一	秋津洲	なつとく三号	料 東榮魚廃物加工肥	料一號	東榮混合有機質肥	東榮混合有機質肥	一〇・〇	一〇・〇	令和十一年十一月十五日
りん酸全量 三・四・〇・〇	加里全量 二・三・四・〇・〇・〇	りん酸全量 二・三・四・〇・〇・〇	窒素全量 二・三・四・〇・〇・〇	加里全量 二・三・四・〇・〇・〇	りん酸全量 七・四・〇・〇	窒素全量 一・四・〇・〇	りん酸全量 一・七・〇・〇	のとおり	株式会社工ヌ・シー・コー・ポレー・ション 板野郡松茂町中喜来字福有開拓三〇八番地	登録有効期限
同	同	同	同	同	同	同	公定規格の定め	勝浦郡勝浦町大字沼江字元山二番地の一 二五		
福栄肥料株式会社 兵庫県尼崎市昭和南通二丁目一六番地	同	イノチオプラントケア株式会社 愛知県豊橋市若松町字若松一四六番地	オンドナン農業協同組合 海部郡海陽町大井字大谷一一番地	同	同	同				
令和十四年一月十七日	同	同 十一月二十一日	令和十三年十一月二十日	同	同	同				

徳島県 第四〇三号		
魚かす 粉末		
四・五 一九・〇 フィッシュ ショボン	加里全量 窒素全量 りん酸全量 一九・〇五	二・〇
該当事項なし		
五	株式会社エヌ・シー・コー・ポレーション 板野郡松茂町中臺来字福有開拓三〇八番地	同
	六日	

徳島県告示第四十五号

農林水産大臣から森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定による保安林に指定する予定の通知を受けたので、同法第三十条の規定により、その内容を次のように告示する。

令和八年一月二十三日

徳島県知事　後藤田　正　純

一　保安林予定森林の所在場所

名西郡神山町上分字名ヶ平一三五、一五四、一五六、一六〇から一六二まで

二　指定の目的

土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字名ヶ平一三五・一五四・一五六・一六〇から一六二まで（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県農林水産部森林土木・保全課及び神山町役場に備え置いて縦覧に供する。)

徳島県告示第四十六号

農林水産大臣から森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定による保安林に指定する予定の通知を受けたので、同法第三十条の規定により、その内容を次のように告示する。

令和八年一月二十三日

徳島県知事　後藤田　正　純

一　保安林予定森林の所在場所

名西郡神山町上分字江田一四〇五、一四四〇

二　指定の目的

土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字江田一四〇五・一四四〇（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採ができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県農林水産部森林土木・保全課及び神山町役場に備え置いて縦覧に供する。)

徳島県告示第四十七号

農林水産大臣から森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定による  
保安林に指定する予定の通知を受けたので、同法第三十条の規定により、その内容を次の  
よつて告示する。

令和八年一月二十三日

徳島県知事　後藤田　正　純

一　保安林予定森林の所在場所

名西郡神山町鬼籠野字元山七四五の五九

二　指定の目的

土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字元山七四五の五九（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をことができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市  
町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県農林水産  
部森林土木・保全課及び神山町役場に備え置いて縦覧に供する。)

徳島県告示第四十八号

農林水産大臣から森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定による  
保安林に指定する予定の通知を受けたので、同法第三十条の規定により、その内容を次の  
ように告示する。

令和八年一月二十三日

徳島県知事　後藤田　正　純

一　保安林予定森林の所在場所

美馬市脇町字井口六八四

二　指定の目的

土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字井口六八四（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をことができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市  
町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県農林水産  
部森林土木・保全課及び美馬市役所に備え置いて縦覧に供する。)

徳島県告示第四十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第四号）第二十六条第三項の規定により、次のとおり工事が完了したことを公告する。

令和八年一月二十二日

徳島県知事 後藤田 正純

開発区域又は工区に含まれる 地域の名称	開発許可を受けた者 住所
地域の名称	氏名
鳴門市撫養町南浜字東浜一八三番五番地	徳島市南前川町三丁目四番地 有限公司浅井不動産
同 大麻町姫田字久保ノ内五番五及び五番四の一部	板野郡藍住町富吉字中新田八一番地一 レインボータウン中新田 E号
同 板東字西山田一九番一、一〇番一、一一番及び一二番並びに一二番の一部	石川県白山市松本町二五番地
阿波市土成町土成字遊ヶ原一一番一、一二番三、一三番八、一五番三、一六番一、一八番、一九番、一〇番、一二番一、一二番一、一二番三、一三番、一四番一、一四番三、一五番一、一六番一、一七番一、一八番、一九番、三〇番一、五五番一、五六番一、五六番一、五七番一及び六一番四並びに七番一、五八番一、五九番、六〇番一及び六一番一の各一部並びに一一番三、一八番、一九番、一〇番、一五番一、一九番、三〇番一、五五番一、五六番一、五六番一、五九番及び六〇番一の各地先市有地	福岡市東区多の津一丁目一二番二号 株式会社トライアルカンパニー
同 新喜来字砂原四番	株式会社日進堂
板野郡北島町江尻字妙蛇池四〇番一、四一番及び四二番	香川県高松市伏石町一〇三七番地一八
同 新喜来字砂原四番	株式会社日進堂
名西郡石井町石井字石井六四七番地一 サンセール・ポワ・メゾン B一	池本 仁愛



徳島県告示第五十号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第六十五条第一項の規定による处分について、同法第六十九条第二項において準用する同法第十六条の十五第五項の規定により、次のとおり公開の聴聞を行う。

令和八年一月二十三日

徳島県知事　後藤田　正　純

一　期日

令和八年一月三十日（金曜日）午後一時三十分

二　被聴聞者

1　商号又は名称

株式会社 ROOM NAVI

2　主たる事務所の所在地

板野郡藍住町徳命字前須東一七五番地一

3　代表者氏名

代表取締役 新居 結美子

4　免許証番号

徳島県知事(三)第二八八一號

5　免許年月日

令和四年八月二十四日

三　場所

徳島市万代町一丁目一番地　徳島県庁九階　九〇一　会議室

徳島県選挙管理委員会告示第一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第一項の規定による県議会議員の解職の請求をする場合の小松島・勝浦選挙区及び板野選挙区における県議会議員の選挙権を有する者の三分の一の数は、次のとおりである。

令和八年一月二十三日

徳島県選挙管理委員会委員長 岩 丸 正 史

選挙区名	数
小松島・勝浦	一一、七一八人

板野

二六、九三七人

徳島海区漁業調整委員会指示第一号

漁業法（昭和二十四年法律第一百六十七号）第五十一条第一項の規定に基づき、次のとおり殻長十七センチメートル以下のあわび（くろあわびを除く。）の採捕を禁止する。

令和八年一月二十三日

徳島海区漁業調整委員会 会長 今治清孝

- 一 禁止区域  
徳島海区（公共用水面及びこれと連接して一体をなす水面）
- 二 禁止期間  
令和八年一月一日から同年九月三十日まで
- 三 適用除外  
この指示は、次に掲げる場合は、適用しない。
  - 1 第一種共同漁業権又はこれに係る組合員行使権に基づき種苗として採捕する場合
  - 2 試験研究、教育実習のため知事の許可を受けたものが採捕する場合であつて、あらかじめ徳島海区漁業調整委員会の承認を得た場合
- 四 有効期間  
この指示の有効期間は、令和八年一月二十三日から同年九月三十日までとする。